

東と弁往來

第59回 法テラス釧路法律事務所



釧路弁護士会会員 武井 祥 (67期)

2014年12月に弁護士登録し、東京弁護士会に入会。小林・福井法律事務所にて1年間養成を受ける。2016年1月から法テラス東京法律事務所にて勤務。2016年3月に釧路弁護士会に登録換えをし、現在に至る。

法テラス釧路法律事務所
(北海道釧路市)

1. はじめに

私は、2015年1月から1年間、小林・福井法律事務所にて養成を受けました。その後、法テラス東京法律事務所での勤務を経て、2016年3月から法テラス釧路法律事務所にて赴任しました。今回は、釧路の特色や、法テラス釧路法律事務所の活動等をご紹介します。

2. 釧路の特色

釧路は北海道東部の太平洋沿岸にあり、1年を通して他の地域より気温が低いのが特徴です。冬は時にマイナス10度を下回る厳しい寒さとなりますが、建物にはどれも防寒対策がしっかりとされているため、室内に入ればそれほど寒さを感じることはありません。また、降雪量も北海道の他の地域に比べると少ないようです。ただ、冬場は気温が低く、路面がスケートリンクのように凍結してしまいます。仕事でもプライベートでもほとんどが車移動ですので、スリップして事故を起こさないように注意する必要があります。個人的に釧路に来て一番驚いたのは、冬の寒さよりも夏の涼しさでした。釧路の平均最高気温は、8月でも20度を少し超える程度で、30度を超える日は1年を通して1日あるかないかです。釧路の気候に慣れてからは、夏場に東京に行く暑さで体力を奪われるようになり、一日も早く釧路に戻りたいと思うようになりました。今年の夏は全国的に猛暑となっているようです。都会の暑さにお疲れ気味の方は釧路旅行がおすすめです。

北海道の大自然は釧路でも随所に感じられますが、中でもそれが感じられるのは釧路湿原で、一面に広が

る雄大な景色は圧巻です。展望台から景色を眺めたり、カヌーで湿原の中を散策したりと、観光客にも人気のスポットとなっています。また、通常の業務で車を運転していても、キタキツネが飛び出してきたり、遠くでタンチョウが歩いていたり、とてもどかな風景を見ながら移動することができます。弁護士会館の目の前にエゾシカが5、6頭群れをなしているのを見ることがもありました。

3. 法テラス釧路法律事務所について

(1) 事務所の概要

当事務所は昨年末まで弁護士2名体制だったのですが、2018年8月1日現在は一時的に欠員が生じており、弁護士1名と事務局職員2名が所属しています。雄大な自然を紹介したのであまりイメージが湧かないかと思いますが、司法過疎地域ではなくいわゆる本庁型の事務所ですので、一定の資力以下の方の事件を受任しています。また、その中でも一般の弁護士が関わりにくい案件などに積極的に関わり、地域の弁護士の補完的な役割を担う業務を行っています。

(2) 連携活動について

補完的な役割を担うための取り組みとして行っているのが、福祉機関などとの連携です。ある支援機関が支援する中で、ご本人が法的問題を抱えていることが疑われるケースに直面することがあります。そのようなケースの場合、自らの法律問題を適切に理解できず法律相談を受けようという意思を持てなかったり、移動が困難なため弁護士のいる法律事務所まで行って法律相談を受けることが難しかったりします。このような

場合に支援機関から当事務所に連絡していただくことで、ご本人の自宅や介護施設などに支援機関の方と一緒にご本人を訪問し、法律相談を行ったうえ必要に応じて事件として受任しています。

このような事件では、移動時間や支援機関との打ち合わせが必要となり、ご本人から事情を聞くのもスムーズにはいかないケースが多数です。通常の場合と比較すると苦労は多いですが、苦労が多い事件ほどスタッフ弁護士である自分が担当して良かったと思う事件でもあります。困難を乗り越えて法的問題を解決できたときには、満足感もひとしおです。

また、釧路地裁の管轄面積は非常に広く、約80名の弁護士で東京都の約13倍の管轄面積をカバーしていますが、弁護士のほとんどが釧路本庁や支部がある地域に固まっているため、それらの地域を外れると途端に弁護士へのアクセスが困難となります。そこで、連携活動の一環として、釧路市の就労支援機関が開催している「なんでも無料相談会」に参加させていただいています。これは、釧路市周辺の町村で相談会を開催し、様々な悩みごとの相談を受けるものです。釧路市だけで東京23区の2倍を超える面積を有するなど、一つ一つの市町村が非常に大きいため、周辺の町村はほとんどが弁護士へのアクセスが困難な地域になっています。この相談会では法的問題を抱えた方の相談をしばしば受けますが、様々な理由で自ら事務所に向いて法律相談を受けることが困難な方も多く、隠れた司法過疎が生じているように感じています。

2018年8月1日の時点では、弁護士2名体制で構築してきた連携を1名で担っています。なかなか大変な時もありますが、連携活動は諸先輩方が構築してきた財産ですので、次の代まで引き継げるよう、なんとか



弁護士会館前に群れるエゾシカ。後ろの建物は検察庁



釧路湿原

今までと同様の連携を続けたいと考えています。また、地理的な問題で弁護士へのアクセスが困難な地域については、連携を通して法的ニーズを吸い上げることができればと考えています。

(3) 事件の特色

連携活動で受任に至った事件が大部分を占めるという特色はありますが、事件類型自体は債務整理や家事事件が多く、一般の法律事務所と比較しても大きくは変わらないと思います。また、釧路弁護士会は所属弁護士が約80名と全国的にも非常に小規模な単位会です。そのため、国選事件や、後見人への就任など、裁判所依頼事件を受けることも多くあります。私自身も釧路に赴任してから複数の裁判員裁判対象事件を含む刑事事件や後見事件などを担当できました。若手であってもすぐに多種多様な事件を担当することができるのは、釧路弁護士会の特色かと思います。

4. 終わりに

釧路に来た当初は弁護士2年目で、東京を離れて生活すること自体も初めてでした。このような私がまともにやっていけるのだろうかと非常に不安でしたが、様々な方の支えのおかげで、なんとかやっていられています。もちろん自分の力が不足していると感じることはありますが、いろいろな経験を経て、自分なりに少しずつ成長できているのではないかと考えています。何よりも、自ら声を上げることすら難しい弱い立場の人の問題を解決できた時は、法テラスの弁護士として釧路に来て良かったと心から思います。

法テラスの弁護士として地方に赴任して仕事することは、とてもやりがいのある素敵な仕事だと思います。これを読んで少しでも地方での活動に興味を持っていただければ幸いです。また、釧路に興味を持った方は、ぜひ一度釧路の大自然を満喫しに来てください。